

掲載内容

第1章 民法における意思能力概念

第1 意思能力・事理弁識能力の従来の理解

第2 民法債権法改正における議論

第3 これからの意思能力概念

第2章 取引行為と意思能力

第1 取引行為の分類

第2 事例の特徴と傾向

事例

1 売買契約

2 消費貸借契約・抵当権設定契約等

3 預金取引

4 連帯保証契約

5 賃貸借契約

6 訴訟委任契約・訴訟行為

7 投資信託契約

8 変額保険契約

9 贈与契約・死因贈与契約

第3章 遺言における意思能力・遺言能力

第1 事例の選択方針

第2 事例の特徴と傾向

1 HDS-R・MMSEの評点に基づく判断

2 遺言内容による判断

事例

第4章 その他の事案における意思能力

第1 親族法上の意思能力

第2 婚姻・養子縁組の事例の特徴と傾向

第3 その他の事件における意思能力

事例

1 婚姻

2 養子縁組

3 その他

内容を一部変更する事がありますので、ご了承ください。

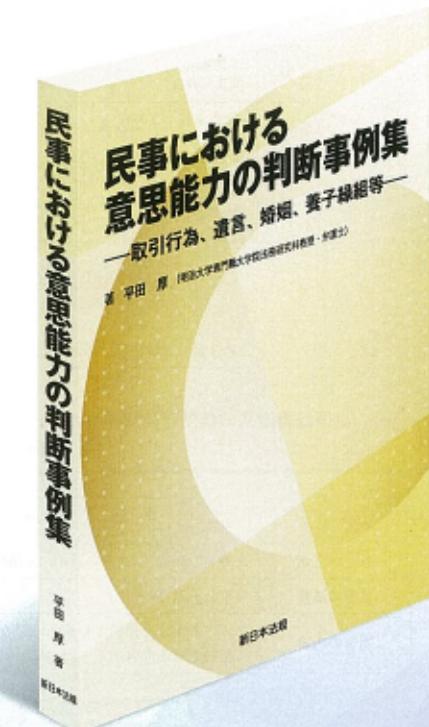
民事における 意思能力の判断事例集

—取引行為、遺言、婚姻、養子縁組等—

著 平田 厚 (明治大学専門職大学院法務研究科教授・弁護士)

意思能力に関する 裁判例ならこの一冊!

- ◆意思能力の有無・法律行為の有効無効が判断された、平成10年以降の裁判例を取り上げ、分類・整理しています。
- ◆各事例では、本人の状況や法律行為の内容を掲げ、判断のポイントを示しています。
- ◆社会福祉施策への造詣が深く、実務に精通した著者による信頼できる確かな内容です。



B5判・総頁294頁
定価 4,070円(本体 3,700円)
送料 460円

0120-089-339 愛付時間 8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!
〈電子版〉
定価 3,740円 (本体 3,400円)

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

(2020.11)51001421



この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インク」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

 新日本法規出版

 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



内容見本(B5判縮小)

インデックス

1

インデックス

第1章 民法における意思能力概念

ページ

| | |
|----------------------|---|
| 第1 意思能力・事理弁識能力の従来の理解 | 3 |
| 第2 民法債権法改正における議論 | 3 |
| 第3 これからの意思能力概念 | 5 |

第2章 取引行為と意思能力

| | |
|-------------|---|
| 第1 取引行為の分類 | 9 |
| 第2 事例の特徴と傾向 | 9 |

事例

1 売買契約

| No. | 裁判所 判決年月日 | 対象者 | 年齢 (行為当時) | 対象行為 取引金額等の内容 | 意思 能力 | 後見 審判 | ページ |
|-----|-------------------|-----|--------------|------------------------------|----------|----------|-----|
| [1] | 東京地裁 平20・12・24 | 高齢者 | 90歳 | 不動産売買契約 5000万円 | なし | なし | 12 |
| [2] | 東京地裁 平24・5・14 | 高齢者 | 74歳 | 不動産売買契約 (信託の譲渡) 2400万円 | あり | なし | 14 |

第3章 遺言における意思能力・遺言能力

139

[76] 自筆証書遺言の無効が確認された事例

(東京地判平25・8・21 (平24(ワ)32398))

事件の概要

| | |
|-------|--|
| 状況 | 高齢者（96歳）。アルツハイマー型認知症の診断あり。 |
| 遺言の種類 | 自筆証書遺言 |
| 遺言の内容 | 二男に約半分を相続させるという前の遺言を変更し、二女・四女等に相続させる内容 |

遺言能力の判断

| | |
|------------|--|
| 遺言能力の有無・程度 | 本人は、本件遺言書作成当時、遺言内容及びその法律効果を理解判断するのに必要な能力を欠く常況にあったものと言うべきである。 |
| 遺言の有効・無効 | 本件遺言は無効と言うべきである。 |

コメント

本判決は、平成17年7月21日に成年後見開始審判がなされた本人が平成17年4月14日付で作成した自筆証書遺言につき、同年6月に作成された鑑定書によれば、長谷川式簡易知能評価スケールは1点、MMS検査（MMSE）は8点であり、高度の認知症の状態であると判断し、また、頭部CTでは脳の全般的萎縮が示されていると判断されており、本人がアルツハイマー型認知症の末期にあると考えられるとして、障害は高度で財産を管理処分する能力は失われており、また回復する可能性は全くないものと判断されているため、本人について、平成17年4月から同年6月までの間、能力の大きな変化を認めることはできないところ、本人は、本件遺言書作成当時、遺言内容及びその法律効果を理解判断するのに必要な能力を欠く常況にあったものと言うべきであると判断し

6

インデックス

第3章 遺言における意思能力・遺言能力

| | |
|-----------------------|-----|
| 第1 事例の選択方針 | 119 |
| 第2 事例の特徴と傾向 | 119 |
| 1 HDS-R・MMSEの評点に基づく判断 | 120 |
| 2 遺言内容による判断 | 120 |

事例

| No. | 裁判所 判決年月日 | 対象者 | 年齢 (行為当時) | 遺言の種類 | 遺言の内容 | 遺言能力 | ページ |
|------|--------------------|-----|--------------|-------|-----------------------------|------|-----|
| [54] | 東京地裁 平11・11・26 | 高齢者 | 87歳 | 公正証書 | 従前の遺言取消・従前と全く異なる遺産分割方法の指定 | なし | 122 |
| [55] | 東京高裁 平12・3・16 | 高齢者 | 88歳 | 公正証書 | 大部で複雑多岐にわたる内容 | なし | 123 |
| [56] | 広島高裁 平14・8・27 | 高齢者 | 年齢不明 | 公正証書 | 相続人の一人には全部の土地を相続させる内容 | なし | 124 |
| [57] | 名古屋高裁 平14・12・11 | 高齢者 | 81歳 | 公正証書 | 養子縁組をした子とその配偶者に土地建物を相続させる内容 | なし | 125 |
| [58] | 東京地裁 平16・7・7 | 高齢者 | 86歳 | 自筆証書 | 異母妹に全財産を遺贈する内容 | なし | 126 |

第4章 その他の事案における意思能力

211

[151] 養子縁組が縁組意思を欠き無効とされた事例

(大阪高判平21・5・15判タ1323・251)

事件の概要

平成14年4月30日になされた養子縁組届出の有効性が争われた事案

| | |
|------------|-----------|
| 状況 | 高齢者（84歳） |
| 後見開始審判等の有無 | 受けていない。 |
| 行為 | 養子縁組届 |
| 内容 | 養子縁組意思の有無 |

意思能力等の判断

| | |
|------------|---|
| 意思能力の有無・程度 | 本人が縁組をする意思能力を欠く状態であったとは認められない。 |
| 行為の有効・無効 | 本件養子縁組は、当事者の縁組意思を欠くことにより、無効であるというべきである。 |

コメント

1 問題の所在

本判決の事案は、相続財産法人である被控訴人が、控訴人に対し、本人を養母、控訴人を養子とする養子縁組が無効であるとの確認を求めるところ、控訴人が、第一次的に、本件訴えは原告適格を欠く不適法な訴えであるなどとしてこれを却下することを求め、第二次的に、被控訴人の請求を棄却することを求めたというものである。

2 本判決の位置付け

本判決は、まず第1の原告適格につき、養子縁組無効確認の訴えは、当該養子縁組が無効であることにより自己の身分関係に関する地位に直接影響を受ける者に限り提起することができること（最判昭63・3・1民集42・3・157）を確認し、「相続財産法人は自然人ではないから、厳密にいえばその身分関係に関する地位というものを観念することはできない」が、「相続財産法人は、相続開始時における被相続人に属していた一切の

[52] 本人が姪に1500万円を死因贈与したとして本人の相続人二人に750万円ずつ支払を請求したところ、請求が認容された事例

(東京地判平29・12・21 (平27(ワ)33490))

事件の概要

本人が平成22年9月1日に本人の姪に対して1500万円を死因贈与するとの契約を締結したとして、本人の姪が本人を相続した養子である被告二名に750万円ずつの支払を求めた事案

| | |
|------------|----------------------------|
| 状況 | 高齢者（89歳）。アルツハイマー型認知症の診断あり。 |
| 後見開始審判等の有無 | 受けていない。 |
| 行為 | 死因贈与契約 |
| 内容 | 1500万円の死因贈与の贈与者 |

意思能力等の判断

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 意思能力の有無・程度 | 本件死因贈与契約の当時、本人が意思無能力であったとは認められない。 |
| 行為の有効・無効 | 本件死因贈与契約は有効である。 |

コメント

1 問題の所在
本判決の事案は、本人が平成22年9月1日に本人の姪である原告に対して1500万円を

212 第4章 その他の事案における意思能力

権利義務及びその他の法律関係を承継するのであるから、この面では、被相続人の権利義務を承継した相続人と同様の地位にあることができるところ、本件養子縁組が無効であるか否かは、本人の相続関係に直接の影響を与えるものである」として、「相続財産法人である被控訴人は、本件養子縁組が無効であるか否かによって相続に関する地位に直接影響を受ける者として、本件養子縁組の無効確認を求める法律上の利益を有するというべき」であると判断した。

また第2の養子縁組の無効につき、「本件縁組届が作成され、届け出られた平成14年4月下旬ころ、本人は、持病の慢性気管支炎に加えて急性肺炎を発症し、健康状態が悪化していたことが認められるものの、意識状態に重大な問題があったことをうかがわせる証拠はなく」、本人が縁組をする意思能力を欠く状態であったとは認められないとしたが、「民法802条1号にいう『縁組をする意思』（縁組意思）とは、真に社会通上親子であると認められる関係の設定を欲する意思をいうものと解すべきであり、したがって、たとえ縁組の届出自体について当事者間に意思の合致があり、ひいては、当事者間に、一応法律上の親子という身分関係を設定する意思があったといえる場合であっても、それが、単に他の目的を達するための便法として用いられたもので、真に親子関係の設定を欲する意思に基づくものでなかった場合には、縁組は、当事者の縁組意思を欠くものとして、その効力を生じないと解すべきである。」として、「親子関係は必ずしも共同生活を前提とするものではないから、養子縁組が、主として相続や扶養といった財産的な関係を築くことを目的とするものであっても、直ちに縁組意思に欠けるということはできないが、当事者間に財産的な関係以外に親子としての人間関係を築く意思が全くなく、純粹に財産的な法律関係を作出することのみを目的とする場合には、縁組意思があるということはできない」との判断基準を示して、「本件についてみると、仮に、本人と控訴人の双方とも、一応法律上の親子という身分関係を設定する意思があり、本件縁組届の作成及び届出が両者の意思に基づいて行われたものであったとしても、前記の事実関係に照らせば、本件養子縁組当時、本人と控訴人とは全く交流がなく、両者の間に親子という身分関係の設定の基礎となるような人間関係は存在していない上、本件養子縁組がされた後も、両者が親族として交流した形跡は全くなく、上記のような関係は基本的に変わっていなかつたものと認められるから、本人と控訴人が親子としての人間関係を築く意思を有していたとは到底考られないところである。そして、控訴人又は隣人が、本人の死亡の翌日にその時